

八千代会グループでは、特定看護師が、特定行為を実施しています

特定看護師とは、

厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」により養成され、医師が予め作成した手順書(指示)に従い、特定行為を行う看護師です。

専門的な知識と技術が必要とされる特定行為(診療の補助)を、研修を受けた看護師が、医師の指示を受けて安全に行っています。

下記、看護師が担当しております

特定行為	山本聡美	中尾加代子	松本典子	浜崎忍	高本真理	松尾まどか	門田浩美	久保田浩子
侵襲的陽圧換気の設定の変更				○	○	○	○	
非侵襲的陽圧換気の設定の変更				○	○	○	○	
人工呼吸器がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整				○	○	○	○	
人工呼吸器からの離脱				○	○	○	○	
気管カニューレの交換				○	○	○	○	
中心静脈カテーテルの抜去				○	○	○	○	
末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入				○	○	○	○	
褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去			○	○	○	○	○	
創傷に対する陰圧閉鎖療法			○	○	○	○	○	
持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	○	○		○	○	○	○	○
脱水症状に対する輸液による補正	○	○		○	○	○	○	○
感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与	○			○	○	○	○	
インスリンの投与量の調整				○	○	○	○	
抗けいれん剤の臨時的投与				○	○	○	○	○
抗精神病薬の臨時的投与				○	○	○	○	○
抗不安薬の臨時的投与				○	○	○	○	○

特定行為に関するご相談、お問い合わせ先
 場所:メリィホスピタル 1階「患者相談窓口」
 担当者:加藤敬子(医療安全管理者)
 電話番号:082-849-2300(土・日・祝日を除く)



特定行為の詳細は、
 こちらのQRコードより
 厚生労働省HPを
 ご覧になってください

